第四十七条の六第一項第六号	第四十八条	第四十九条第一項		第四十九条第二項	第五十条第一項	第五十二条の二第四項
第十八条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	第三条、第十七条第一項又は第十八条第二項	第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	供給区域若しくは供給地点の減少又は第三十九条の十四の規定による禁止	第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第四十九条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二十第三項若しくは第三十九条の十五第二項若しくは第四十九条の十第一項若しくは第三十九条の十七第一項又は第五十条第一項若しくは第五十二条の二第一項若しくは第五十二条の二第四項若しくは第五十二条の二第五項	この法律	この法律
第十八条第二項	第十八条第二項	第十五条第二項	指定旧供給区域等の減少	第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項	第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条及び第五十条	

		第五十六条第一号		第五十七条第一号	
権限（第一項又には第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）	経済産業局長又は産業保安監督部長	第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）	一般ガス事業又は簡易ガス事業	第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項若しくは第五項、第十七条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第四項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第八項（同条の五第二項において準用する場合を含む。）又は第十七条第五項又は第十項	
権限	経済産業局長	第十三条第一項	指定旧供給区域等小売供給	第十七条第五項又は第十項	